

定款の変更について

【変更理由】

経営改革に伴う店舗再構築による従たる事務所の変更及び農協法施行規則の改正によるリスク管理債権の用語・定義の変更、農協法の改正による理事会決議事項の追加に伴い所要の変更を行う。

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (略) (事務所)	第1条～第3条 (略) (事務所)
第4条 この組合は主たる事務所を、上田市大手に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。	第4条 この組合は主たる事務所を、上田市大手に置き、従たる事務所を、次の各地に置く。
滋野店 東御市滋野	滋野店 東御市滋野
東御支所 東御市田中	東御支所 東御市田中
祢津店 東御市祢津	祢津店 東御市祢津
和 店 東御市海善寺	和 店 東御市海善寺
東御市役所出張所 東御市県	東御市役所出張所 東御市県
神川店 上田市国分	神川店 上田市国分
豊里店 上田市芳田	豊里店 上田市芳田
殿城店 上田市殿城	殿城店 上田市殿城
上田東支所 上田市住吉	上田東支所 上田市住吉
塩尻店 上田市上塩尻	塩尻店 上田市上塩尻
<u>上田西支所</u> 上田市上田原	<u>川辺店</u> 上田市上田原
<u>泉田店</u> 上田市吉田	<u>上田西支所</u> 上田市吉田
上田店 上田市大手	上田店 上田市大手
城下店 上田市諏訪形	城下店 上田市諏訪形
室賀店 上田市下室賀	室賀店 上田市下室賀
浦里店 上田市浦野	浦里店 上田市浦野
真田支所 上田市真田町長	真田支所 上田市真田町長
菅平店 上田市菅平高原	菅平店 上田市菅平高原
本原店 上田市真田町本原	本原店 上田市真田町本原
傍陽店 上田市真田町傍陽	傍陽店 上田市真田町傍陽
長瀬店 上市長瀬	長瀬店 上市長瀬
塩川店 上田市塩川	塩川店 上田市塩川
依田店 上田市生田	依田店 上田市生田
西内店 上田市平井	西内店 上田市平井
東内店 上田市東内	東内店 上田市東内
丸子支所 上田市上丸子	丸子支所 上田市上丸子
<削除>	<u>鹿教湯出張所</u> <u>上田市鹿教湯温泉</u>
よだくぼ南部支所 長和町長久保	よだくぼ南部支所 長和町長久保
大門店 長和町大門	大門店 長和町大門
古町店 長和町古町	古町店 長和町古町

新	旧
<p>武石店 上田市下武石 和田店 長和町和田 青木支所 青木村大字田沢 別所店 上田市別所温泉 西塩田店 上田市新町 塩田支所 上田市中野 東塩田店 上田市古安曾 富士山店 上田市富士山</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 理 事 会</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1～12 (略)</p> <p>13 不良債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項 14～25 (略)</p> <p>26 法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</p> <p>27 法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</p> <p>28 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項第26号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>第58条・第59条 (略)</p> <p>第9章・第10章 (略)</p>	<p>武石支所 上田市下武石 和田店 長和町和田 青木支所 青木村大字田沢 別所店 上田市別所温泉 西塩田店 上田市新町 塩田支所 上田市中野 東塩田店 上田市古安曾 富士山店 上田市富士山</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 理 事 会</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第57条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1～12 (略)</p> <p>13 不良債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)に定める破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項</p> <p>14～25 (略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>26 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第58条・第59条 (略)</p> <p>第9章・第10章 (略)</p>

## 附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。ただし、第4条のうち事務所の名称変更に係る事項については、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークへ届け出た変更日から効力を生ずる。